東京都駐車場条例第1７条第１項第2号（附置の特例）

|  |
| --- |
| 障害者支援施設等における駐車施設の附置義務について、特に必要としないと認める場合の取扱基準 |

２新都建建審第640号

令和２年 8月24日

第1　趣旨

　　この基準は、東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号。以下「条例」という。）第1７条第1項第2号の規定に基づく駐車施設の附置義務の緩和に関し、条例の目的及び主旨を勘案し、運用における必要な基準を定めるものとする。

　第２　緩和する理由

　　市街地における障害者支援施設等に駐車施設を設置することが利用実態にそぐわないなど、条例の規定をそのまま適用することが必ずしも合理的でないため。

第３　緩和の対象となる施設及び認定基準

１　緩和の対象となる施設

障害者支援施設等に限る。

※　障害者支援施設等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」「共同生活援助（グループホーム）」「障害福祉サービス事業の用に供する施設」等をいう。

２　認定基準

　　　次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）施設の運営及び利用実態から想定される駐車台数以上の駐車施設を附置したものであること。

（2）敷地内に荷捌きのための駐車施設を1台以上確保すること。

（3）原則として、施設関係者、外来者等による施設への自動車の乗り入れを禁止していること。

第４　緩和内容

　　次に掲げる施設ごとに定めるとおりとする。

１　入所施設

原則、附置義務台数の算定に係る床面積を１／２以上として算出するものとし、附置する駐車施設のうち１／２以上を障害者のための駐車施設とする。ただし、敷地内に障害者のための駐車施設が設置される場合における障害者のための駐車施設の台数算出に当たっては、小数点以下の端数を四捨五入できるものとする。

２　通所施設

　　通所方法がバス等の送迎である場合には、附置義務台数の全てを緩和することができるものとする。ただし、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第27条（敷地から道路への自動車の出入口）及び第28条（前面空地）に適合させた、送迎時に有効に停留できるバス等の空地を必要台数分設けること。

第５　その他

　区は、認定を受けた駐車場の維持管理の状況について、施設管理者に対して、報告を求め

ることができる。

附則　　本基準は、令和２年８月２４日から施行する。